

きりゅう暮らし応援事業補助金

住宅取得応援助成（最大200万円）

対象: 桐生市内に建築又は購入した住宅

基本補助: 住宅取得費の3% 限度額50万円

加算補助



加算補助	内容	金額
夫婦加算	夫婦ともに49歳以下の世帯	10万円
三世帯同居加算	親・子・孫が同居する世帯	10万円
移住加算	市外から移住する世帯	40万円
子ども加算	中学生以下の子どもがいる場合1人につき	10万円
地域加算	旧市街地、新里北小通学区域、黒保根町に住む場合	30万円
市内業者加算	市内の元請業者又は下請業者を利用し新築する場合	10万円
空き家・空き地バンク加算	空き家・空き地バンク登録物件を利用	10万円

・注) 基本補助と加算補助の合計で、住宅取得金額の10%又は200万円のいずれか低い金額を上限とします。

・注) 本事業内での補助金の併用は可能ですが、加算補助が重複する場合は、先に申請をしたほうのみの交付となります。

住宅リフォーム助成（最大20万円）

対象: 桐生市内にある個人が所有し居住している住宅のリフォーム工事

基本補助: 一般住宅のリフォーム工事「20万円以上の工事」で対象工事費の10%
(子育て世帯は20%) 限度額10万円

加算補助: 性能向上加算「省エネ、耐震改修、バリアフリー、防犯のいずれかの工事をする場合、
20万円以上の工事」で対象工事費の10%(子育て世帯は20%) 限度額10万円

・注) 基本補助と加算補助の合計で限度額20万円

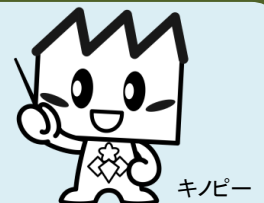
・注) 本事業内での補助金の併用は可能ですが、加算補助が重複する場合は、先に申請をしたほうのみの加算となります。

お問い合わせ・申請先

桐生市建築住宅課 住宅係

電話 0277-46-1111(内線632・633)

E-mail: kenju@city.kiryu.lg.jp



きりゅう暮らし応援事業補助金

空き家利活用助成（最大70万円）

基本補助: 空き家を住居等として活用するためのリフォーム工事
「20万円以上の工事」で対象工事費の30% 限度額10万円

対 象: 桐生市内にある5年以上居住していない住宅のリフォーム工事

加算補助



加算補助	内 容	金 額
移住加算	補助を受ける人(リフォーム後の住宅を貸す場合は、その住宅に住む人)が市外からの転入者の場合	40万円
子ども加算	補助を受ける人の世帯(リフォーム後の住宅を貸す場合はその住宅に住む人の世帯)に中学生以下の子どもがいる場合	子ども1人につき 10万円
空き家・空き地バンク利用加算	空き家・空き地バンクに登録している物件をリフォームして利活用する場合	10万円
性能向上加算	住宅の性能を向上させる20万円以上の「省エネ工事」・「耐震改修工事」・「バリアフリー工事」・「防犯工事」を行った場合	10万円
ファミリー加算	補助を受ける人の世帯が2人以上の世帯の場合	10万円

・注) 基本補助と加算補助の合計で、対象工事費の1/2以内又は限度額70万円

・注) 子ども加算とファミリー加算が重なった場合は、子ども加算のみとなります。

・注) 本事業内での補助金の併用は可能ですが、加算補助が重複する場合は、先に申請をしたほうのみの交付となります。

お問い合わせ・申請先

桐生市空き家対策室 定住促進係
電話 0277-46-1111(内線367・368)
E-mail: akiyataisaku@city.kiryu.lg.jp



空き家除却助成（最大50万円）

対 象: 桐生市内に昭和56年5月31日以前に建築され、10年以上居住その他の使用がない住宅等の除却工事(家財処分費、整地費等も含む)

補 助 金: 20万円以上の工事に対象工事費の1/2以内又は限度額50万円

・注) 本事業内での補助金の併用は可能です。

お問い合わせ・申請先

桐生市空き家対策室 対策係
電話 0277-46-1111(内線736・737)
E-mail: akiyataisaku@city.kiryu.lg.jp

